

困ったなあ

に答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

息子の元妻が、息子の子供を
無断で出産してしまいました。

つかぬご相談に時間を取つてい
ただいて、申し訳ありません。

息子のことです。といつても40
代のいい大人なので、親の私では
なく本人がご相談に上がるべき
のですが、仕事が忙しくてな
かなか時間が取れないし、なん
となく恥ずかしいというので、
私が参りました。

息子は5年前に同い年の女性
と結婚しました。夫婦共に高齢
なので早く子供を作ろうと、不
妊クリニックに通つて、結局、夫
婦の精子と卵子を体外受精させ、
受精胚というのを作つたそうで
す。ですがその後、息子は相手
とうまくいかなくなつて家を出、
離婚も考えていたのに、間もなく
私が参りました。



く相手は息子に無断で、凍結さ
れたその受精胚を使って妊娠し、
子供を産んだのです。
受精胚を使うに当たつては夫
である息子の同意も当然必要だ
ったのですが、信じられないこ
とに、息子の署名を偽造して
クリニックに提出したようです。
クリニックも夫に確かめてくれ
たら、こんなことにはならなか
たら、こんなことにはならなか
く相手は息子に無断で、凍結さ
れたその受精胚を使って妊娠し、
子供を産んだのです。

あきれて、孫の顔を見たいとも思
いません。人に入つてもらつてよ
うやく離婚にこぎつけ、子供の親
権者は相手になつたのですが、養
育費を求められるといったことよ
りも、そもそも勝手に作った子
供を認めるわけにはいきません。
なんとかならないでしようか。

生まれてくる子に罪はありません。
しかるべき接してあげてください。

それは大変お腹立ちのことで
しまう。

高齢なのでとにかく出産した
かつたのかもしれないし、あるいは
いざ出産してしまえば離婚さ
れないだろうと考えたのかもし
れませんが、私文書偽造は絶対
に許されないことだし、そもそも
生まれてくる子供のことを考え
ない身勝手な行動過ぎますね。

自然妊娠しかなかつた昔に
は考えられなかつたことですが、
いわゆる生殖医療がここ数十年
で著しく進み、今や16人に1人が
が体外受精児だそうです。日本
では未だ借り腹は認めていません
が、夫以外の第三者の精子使
用は当初から普通に行われてい
ました。

その場合でも、夫が同意し
ていれば、子の立場が考慮され
親子関係不存在確認の訴えを起
こしても棄却されてしまいます。
ただ本件のように、別居中に不
正な方法で勝手に妊娠・出産さ
れたようなケースでは、否定し
てもらえるのではないかと考えます。
ですが残念ながら、本件では
無理だと思います。なぜならば、

生物学的に親子関係があるこ
とは明らかだからです。不正な
方法を使っての出産は、いわば
手続きに瑕疵があるということ
ですが、親子関係はあるかない
かの二者択一でしかありません。
そもそも相手の女性は初期の段
階で妊娠を知らせてはきたので
すよね。厳しい言い方になるか
もしれませんが、息子さんは同
意の偽造を知り、その旨病院に
異議を唱えることもできたのに、
していない。つまり、黙示に同
意していたと捉えられても仕方
のない面があると思います。

以上、ご希望には添えなかつ
てしまますが、ゼロにはできな
いと思います。養育費の支払い
は、子供さん自身の権利だから
です。

以上、ご希望には添えなかつ
てしまますが、ゼロにはできな
いと思います。養育費の支払い
は、子供さん自身の権利だから
です。

ですが残念ながら、本件では
無理だと思います。なぜならば、

以上、ご希望には添えなかつ
てしまいますが、ゼロにはできな
いと思います。養育費の支払い
は、子供さん自身の権利だから
です。